

令和8年度くらしの豊かさ実感に関するアンケート調査業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和8年度くらしの豊かさ実感に関するアンケート調査業務委託

2. 業務の目的

豊中市民のくらしの豊かさの実態を把握するため、アンケート調査を実施する。（対象者に郵送で依頼書を送付し、回答は調査票の返送またはWEBで行う方式とする）

3. 委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)9月30日まで

4. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託担当者と密接な連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際相互に確認するものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

5. 委託業務内容

アンケート調査の実施について、以下の業務を行う。

(1) 業務予定

- ・6月初旬～6月下旬 調査票印刷・封入封緘など
- ・6月下旬 調査票発送
- ・7月中旬 調査回答〆切
- ・7月中旬～ 開封・入力・集計作業
- ・8月下旬 集計データ提出

(2) 調査票等の作成

- ・対象者は、豊中市内に居住する18歳以上の市民7,000人とする。
- ・対象者の抽出は委託者が行い、送信用封筒に貼付する宛名ラベルを受託者に提供する。宛名ラベルの内容の複写、転記等は一切行ってはならない。
- ・設問数は35問程度（マトリクス形式の設問は、10項目につき1問で換算＋自由記述）。原則令和6年度に実施した同調査に準ずる。令和6年度調査は以下を参照。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/toukei_joho/chousakenkyu/activity/kurasi.html

- ・調査票等のレイアウトの原案作成を行う。なお、調査票は紙媒体と電子媒体の両パターンを作成すること。（依頼状・記入要領・回答欄等含む。回答者にとってわかりやすく、かつ、回答しやすいように配慮して作成すること。）
- ・電子媒体回答者のみに抽選でマチカネポイントを付与するので、設問の最後に、マチカネポイントアプリのユーザーIDを入力できるようにすること。
（マチカネポイント付与希望者のみの任意回答とする。）

(3) 調査票等の印刷及び回答方法の整備

- ・調査票等（依頼状・記入要領・回答欄等含む。）の印刷を行う。A4 両面、白黒印刷とする。
- ・調査票にQRコードの印刷等をして、WEB（インターネット）からも回答できるようにする。なおWEBページでの回答に当たっては、回答途中で一時保存ができるように機能を整備しておくこと。
- ・調査票にIDとパスワードを印刷する等の方法により、郵送方式とWEB方式による同一人物からの重複回答の有無を識別できるように対応すること。

(4) 封筒のレイアウト作成と印刷

- ・送信用・返信用封筒のレイアウト作成と印刷、送信用封筒への宛名ラベルの貼付作業を行う。
- ・送信用封筒には豊中市のアンケートである旨を明記する。
- ・調査票の返送先は受託者とし、返信用封筒の料金受取人払の手続きは受託者が行うこと。

(5) 調査票の送付・回収（封入、封緘、宛名シール貼り、発送、開封等）

- ・調査票等及び返信用封筒を郵送する。メール便は不可。
（7,000 通、調査票送付用封筒：角2、返信用封筒：長3）
- ・郵送料金は契約金に含む。（送信・返信含む。）
- ・調査票を回収し、開封する。

(6) 調査の集計等

- ・調査票のデータ入力とデータクリーニングを行い、生データファイルを作成する。
- ・単純集計とクロス集計（性別・年齢別・地域別）を行う。
- ・ローデータ、入力が完了した調査のデータ（調査票等）は委託者へ提出する。

(7) 自由記述意見について

- ・自由意見欄に記載された内容については自由記述欄だけをまとめたローデータを作成すること。

(8) その他、業務を遂行するにあたり指示する事項

- ・回収率は45%（紙媒体30%・電子媒体15%）を想定。45%を超えた場合、追加の費用負担は行わない。
- ・委託者が受託者に提供する宛名ラベルの運搬にあたっては、安全管理措置を講じること。また、運搬方法等について事前に市へ報告し、市の承認を得ること。

6. 成果品等

上記5の委託業務内容に関する成果品等を指定の媒体、部数等で期限迄に提出すること。

	成果品等の提出物	提出部数	提出期日	備考
1	業務着手届	1部	着手時	
2	調査票（依頼状・記入要領・回答欄等含む。）	各5部	令和8年6月中旬	WEB 回答のサンプルはデータで送信
3	送信・返信用封筒	各5部	令和8年6月中旬	送信：角2、返信：長3
4	調査の集計 （単純集計・クロス集計）	1部	令和8年8月下旬	エクセル形式で調査結果生データを提出すること
5	自由意見のまとめ	1部	令和8年8月下旬	電子媒体
6	入力済調査票（紙）	—	集計作業完了後速やかに返却	
7	業務打合せ簿	1部	その都度	
8	データ消去届・業務完了届	1部	業務完了時	

7. 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

8. 調査に要する消耗品等の経費

受託者は業務を受託するにあたり、所要の消耗品（封筒代を含む）に伴う経費は準備・負担するものとする。

9. 業務実施体制

本業務を実施するにあたり、統括責任者1人、従事者2人以上を配置すること。

10. 機密の保持・セキュリティ対策

受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

WEB 回答データや集計を終えた個別データは、復元することができないよう完全消去処分とし、委託者に書面で報告すること。データ等の取り扱いにあたっては、セキュリティ対策の措置を講じること。

11. 再委託について

本委託業務の一部を再委託する場合は、事前の申出・承諾手続きが必要です。

なお、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断は、再委託できません。

12. その他

本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。
業務の進捗状況は、適宜報告を行うこと。